

岐阜県公報

目次

告示

保安林の指定

(下呂農林事務所)

ページ
一

告示

岐阜県告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林の所在場所

下呂市馬瀬惣島字くずば畑一八二五、一八一七の四、一八一七の六、一八一八から一八二〇まで、字葛谷一八三三、一八二七、一八二九、一八三〇、一八三三、一八三三、一八四七の一、一八四七の五、一八四七の二、一八四七の三四、一八四七の三六、一八四七の三八、一八四七の三九、字虫喰一八五二の一四から一八五二の一六まで

二 指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に
備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年五月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター